

ID: 7008

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に該当するかの証明		
法令名 根拠条項	都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則 第46条の2		
法令番号	平成24年国土交通省令第86号		
【根拠条文】 (軽微な変更に関する証明書の交付) 第46条の2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない建築物の建築に係る建築基準法第7条第5項、同法第7条の2第5項又は同法第18条第22項若しくは第26項の規定による検査済証の交付を受けようとする者は、その計画の変更が第44条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を所管行政庁に求めることができる。 【基準】 根拠条文及び同施行規則第44条の規定による。 (低炭素建築物新築等計画の軽微な変更) 第44条 法第55条第1項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 (1) 低炭素化のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期又は完了予定時期の6月以内の変更 (2) 前号に掲げるもののほか、建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能を向上させる変更その他の変更後も認定に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することが明らかな変更(同条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合には、建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)に規定する軽微な変更であるものに限る。)			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和7年4月1日	最終変更年月日	年 月 日